

## 令和3年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年1月21日（金） 午前9時から午前10時30分

2 場 所：鹿屋市中央公民館 集会室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	欠	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

－	有馬 研一	－	西元 貞幸	－	中牧 龍次	－	鶴田 勉
－	永山 智哉	－	谷口 芳久	－	細川 健一	－	入佐 哲朗
－	持増 正	－	中尾 明德	－	矢野 嘉彦	－	川崎 守
－	垣内 直人	－	上穂木 紀順	－	松元 渡		
－	徳田 潤一	－	立元 和揮	－	本村 ヤス子		
－	高田 裕幸	－	森園 浩美	－	楠園 隆幸		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明  
かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

### 5 事務局職員

局 長 西迫 博  
次長兼農地係長 下原 隆二  
振興係長 井手口 剛  
主 査 関口 実  
主 査 池畑 信幸  
主 査 下仮屋 重博  
主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）  
主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・鹿屋市都市計画審議会委員の推薦について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

[その他]

- ・基腐病対策会議の報告について
- ・スキマ時間で働きたい人と農家をつなぐアプリケーション「農HOW」の紹介

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 堀之内 節子 委員 ・ 泊 義秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年1月21日（金） 開会 午前9時 閉会 午前10時30分

鹿屋市中央公民館 集会室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第10回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。  
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、田村委員の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。  
なお、推進委員の出席は求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号15番の堀之内委員と、16番の泊委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

推進委員の総会への出席を求めていませんので、推進委員に関する案件は退席を求めずそのまま進めていきます。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第78号、1頁から142頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和4年1月24日です。合計面積は、79万2千627㎡、うち更新分15万7千105㎡、内訳、田5万9千320㎡、畑70万7千265㎡、樹園地2万6千42㎡です。利用権を設定する者226人、設定を受ける者94人です。始期は、いずれも令和4年2月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、7年、10年、20年、30年です。

次の3頁から120頁は、設定期間、設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4頁の3番までは設定期間が1年です。3頁1番2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、使用貸借権で再設定。

次の4番から6頁7番までは、設定期間が2年です。4頁4番は貸借権で新規設定。

次に、5頁、5番6番は、貸借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、貸借権で再設定。

次の8番から15頁24番までは、設定期間が3年です。6頁8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、使用貸借権で新規設定。

次に、9頁、13番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、14番15番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、16番は、賃借権で新規設定。17番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、18番19番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、20番21番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、22番23番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、24番は、賃借権で再設定。

次の25番から51頁94番までは、設定期間が5年です。15頁25番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、26番27番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、28番29番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、30番31番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、32番33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番35番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、36番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。37番は、使用貸借権で新規設定。

次に、22頁、38番は、使用貸借権で新規設定。39番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、40番41番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、42番43番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、44番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、45番46番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、47番48番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、49番は、賃借権で新規設定。50番は、使用貸借権で新規設定。

次に、29頁、51番52番は、賃借権で新規設定。

次に、30頁、53番54番は、賃借権で新規設定。

次に、31頁、55番56番は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、57番は、使用貸借権で新規設定。58番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、59番60番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、61番は、賃借権で新規設定。62番は、使用貸借権で新規設定。

次に、35 頁、63 番 64 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、65 番 66 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、67 番 68 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、69 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。70 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、71 番 72 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、73 番は、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、74 番 75 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、76 番 77 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、78 番 79 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、80 番 81 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、82 番は、賃借権で再設定。83 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、46 頁、84 番 85 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、86 番 87 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、88 番 89 番は、賃借権で再設定。

次に、49 頁、90 番 91 番は、賃借権で再設定。

次に、50 頁、92 番は、賃借権で再設定。93 番は、使用賃借権で再設定。

次に、51 頁、94 番は、使用賃借権で再設定。

次の 95 番から 61 頁 115 番までは、設定期間が 6 年です。51 頁 95 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、96 番 97 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、98 番 99 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、100 番 101 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、102 番 103 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、104 番 105 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、106 番 107 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、108 番 109 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、110 番 111 番は、賃借権で再設定。

次に、60 頁、112 番 113 番は、賃借権で再設定。

次に、61 頁、114 番 115 番は、賃借権で再設定。

次に、62 頁、116 番は、設定期間が 7 年で、賃借権で再設定。

次の 117 番から 111 頁 208 番までは、設定期間が 10 年です。62 頁 117 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、118 番 119 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、120 番 121 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、122 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、123 番 124 番は、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、125 番 126 番は、賃借権で新規設定。

次に、68 頁、127 番 128 番は、賃借権で新規設定。

次に、69 頁、129 番 130 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、70 頁、131 番は、使用貸借権で新規設定。132 番は、賃借権で新規設定。

次に、71 頁、133 番 134 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、72 頁、135 番は、使用貸借権で新規設定。136 番は、賃借権で新規設定。

次に、73 頁、137 番 138 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、74 頁、139 番は、賃借権で新規設定。140 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、75 頁、141 番 142 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、76 頁、143 番 144 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、77 頁、145 番は、賃借権で新規設定。146 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、78 頁、147 番 148 番は、賃借権で新規設定。

次に、79 頁、149 番は、使用貸借権で新規設定。150 番は、賃借権で新規設定。

次に、80 頁、151 番 152 番は、賃借権で新規設定。

次に、81 頁、153 番 154 番は、賃借権で新規設定。

次に、82 頁、155 番 156 番は、賃借権で新規設定。

次に、83 頁、157 番は、賃借権で新規設定。

次に、84 頁、158 番は、賃借権で新規設定。

次に、85 頁、159 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。160 番は、賃借権で新規設定。

次に、86 頁、161 番は、賃借権で新規設定。162 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、87 頁、163 番 164 番は、賃借権で新規設定。

次に、88 頁、165 番 166 番は、賃借権で新規設定。

次に、89 頁、167 番は、使用貸借権で新規設定。168 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、90 頁、169 番 170 番は、賃借権で新規設定。

次に、91 頁、171 番は、賃借権で新規設定。172 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、92 頁、173 番は、使用貸借権で新規設定。174 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、93 頁、175 番は、使用貸借権で新規設定。176 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、94 頁、177 番 178 番は、賃借権で新規設定。

次に、95 頁、179 番は、賃借権で新規設定。180 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、96 頁、181 番 182 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、97 頁、183 番 184 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、98 頁、185 番 186 番は、賃借権で新規設定。

次に、99 頁、187 番は、賃借権で新規設定。188 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、100 頁、189 番は、賃借権で新規設定。

次に、101 頁、190 番 191 番は、賃借権で新規設定。

次に、102 頁、192 番 193 番は、賃借権で新規設定。

次に、103 頁、194 番 195 番は、賃借権で新規設定。

次に、104 頁、196 番 197 番は、賃借権で新規設定。

次に、105 頁、198 番 199 番は、賃借権で再設定。

次に、106 頁、200 番は、賃借権で再設定。201 番は、使用貸借権で再設定。

次に、107 頁、202 番 203 番は、賃借権で再設定。

次に、108 頁、204 番は、賃借権で再設定。205 番は、使用貸借権で再設定。

次に、109 頁、206 番は、賃借権で再設定。

次に、110 頁、207 番 208 番は、賃借権で再設定。

次に、111 頁、次の 209 番から 115 頁 216 番までは、設定期間が 20 年です。111 頁 209 番は、使用貸借権で新規設定。210 番は、賃借権で新規設定。

次に、112 頁、211 番 212 番は、賃借権で新規設定。

次に、113 頁、213 番 214 番は、賃借権で新規設定。

次に、114 頁、215 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、115 頁、216 番は、使用貸借権で新規設定。

次の 217 番から 120 頁 224 番までは、設定期間が 30 年です。115 頁 217 番は、賃借権で新規設定。

次に、116 頁、218 番は、賃借権で新規設定。

次に、117 頁、219 番は、賃借権で新規設定。

220 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、118 頁、221 番 222 番は、賃借権で新規設定。

次に、119 頁、223 番 224 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 120 頁までの合計 224 件の利用権設定ですが、21 頁、36 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

21 頁、36 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 21 頁の 36 番は、借人中塩屋委員が、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中塩屋委員に係る 21 頁、36 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は許可と決定しました。

次に、38 頁の 5 年もの 69 番、65 頁の 10 年もの 159 番、86 頁の 162 番、89 頁の 168 番、91 頁の 172 番、92 頁の 174 番、93 頁の 176 番、95 頁の 180 番から 98 頁の 184 番、114 頁の 20 年もの 215 番が議事参与の制限にあたりますので、村山委員に退席をいただき審議します。

(村山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 38 頁の 69 番は、借人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、85 頁の 159 番は、貸人村山委員のご主人が、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、86 頁の 162 番は、借人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、89 頁の 168 番は、貸人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、91 頁の 172 番は、借人村山委員の子供さんが、使用貸借権の新規設定を行うもので

す。

次に、92 頁の 174 番は、借人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、93 頁の 176 番は、借人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、95 頁の 180 番は、貸人村山委員が、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、96 頁の 181 番 182 番は、借人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、97 頁の 183 番は、貸人村山委員のご主人が、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、97 頁の 184 番は、借人村山委員の子供さんが、賃借権の新規設定を行うものです。

次に、114 頁の 215 番は、貸人村山委員のご主人と借人村山委員の子供さんが、使用賃借権の新規設定を行うものです。

これらはすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 村山委員に係る 13 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(村山委員：着席)

村山委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、45 頁、83 番が議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき審議します。

(新原委員：退席)

45 頁、83 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 45 頁の 83 番は、借人新原委員が、賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る 45 頁、83 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員の案件は、許可と決定いたしました。

次に、残りの 209 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、121 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、121 頁から 125 頁です。121 頁で説明します。

公告年月日は令和 4 年 1 月 24 日、合計面積は、1 万 2 千 956 m<sup>2</sup>です。うち、田 3 千 919 m<sup>2</sup>、畑 9 千 37 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 7 人、所有権の移転を受ける者 5 人です。

次の 122 頁 1 番から 125 頁 7 番までは、全て所有権移転協議成立したのですが、122 頁 1 番 2 番が議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 7 件ですが、122 頁、1 番、2 番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき、審議します。

(倉田委員：退席)

122 頁、1 番、2 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 122 頁の 1 番 2 番は、受人の倉田委員が、所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 122 頁、1 番、2 番の所有権移転協議成立の 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの所有権移転協議成立 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、126 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、126 頁から 142 頁です。126 頁で説明します。

公告年月日は、令和 4 年 1 月 24 日です。合計面積は、15 万 7 千 495 m<sup>2</sup>で、うち、田 6 千 9 m<sup>2</sup>、畑 14 万 3 千 209 m<sup>2</sup>、樹園地 8 千 277 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 28 人、利用権の設定を受ける者 16 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 4 年 2 月 1 日で、設定期間は 5 年、10 年です。

127 頁をご覧ください。1 番から 131 頁 8 番までは、設定期間が 5 年です。127 頁 1 番は使用貸借権。2 番は、賃借権。

次に、128 頁、3 番 4 番は、賃借権。

次に、129 頁、5 番 6 番は、賃借権。

次に、130 頁、7 番 8 番は、賃借権。

次に、131 頁、次の 9 番から 142 頁 30 番までは、設定期間が 10 年です。131 頁 9 番 10 番は、賃借権。

次に、132 頁、11 番 12 番は、賃借権。

次に、133 頁、13 番 14 番は、賃借権

次に、134 頁、15 番 16 番は、賃借権。

次に、135 頁、17 番 18 番は、賃借権。

次に、136 頁、19 番は、賃借権。20 番は、使用賃借権。

次に、137 頁、21 番は、賃借権。

次に、138 頁、22 番は、使用賃借権。23 番は、賃借権。

次に、139 頁、24 番 25 番は、賃借権。

次に、140 頁、26 番 27 番は、賃借権。

次に、141 頁、28 番 29 番は、賃借権。

次に、142 頁、30 番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、127 頁から 142 頁までの合計 30 件の中間管理権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、別冊の 143 頁、議案第 79 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 79 号、143 頁から 146 頁です。今回は、所有権移転 15 件、地上権設定 1 件です。

初めに、143 頁です。1 番は、畑 904 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、畑 1 千 730 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑 2 千 419 m<sup>2</sup>の贈与です。4 番は、畑 3 千 131 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、144 頁、5 番は、畑 1 千 393 m<sup>2</sup>の売買です。6 番は、畑 1 千 67 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、田 605 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、畑 870 m<sup>2</sup>の贈与です。9 番は、田 1 千 712 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、145 頁、10 番は、田 1 千 423 m<sup>2</sup>、畑 3 千 66 m<sup>2</sup>の贈与です。11 番は、畑 589 m<sup>2</sup>の売買です。12 番は、田 1 千 945 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、146 頁、13 番は、設定期間 3 年の地上権設定で、5 条申請と関連です。

次の 14 番から 16 番までは、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、146 頁、14 番から 16 番までを園田委員に、報告をお願いします。

園 田 　議席番号 5 番の園田です。去る 1 月 13 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　まず、146 頁の 14 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょを作付けするとのことでした。

　次に、15 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょや米を作付けするとのことでした。

　次に、16 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も鹿屋市内に所有しておりました。今回、取得する農地には緑化樹としてヤシの苗を作付けするとのことでした。

　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました 16 件です。ご異議ありませんか。

　「異議なし」

　「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

　次に、147 頁、議案第 80 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 80 号、147 頁です。今回は、2 件です。1 番は、牛舎、子牛運動場、ロール置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。2 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、147 頁、2 番を大園委員に報告をお願いします。

大 園 　議席番号 2 番の大園です。去る 1 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

　147 頁の 2 番ですが、申請地は鹿屋内陸工業団地の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に、近隣で農業を行う方のための貸資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明がありました許可申請2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、148頁、議案第81号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第81号、148頁から155頁です。今回は、19件です。

148頁をご覧ください。1番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

3番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

4番は、資材置場、駐車場、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に、149頁、5番は、建売住宅、通路、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。

6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

次の7番から155頁19番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、150頁、9番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

（倉田委員：退席）

150頁、9番について、大園委員に、調査報告をお願いします。

大園 　議席番号2番の大園です。去る1月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

150頁の9番ですが、申請地は申良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、設計事務所及びカーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です

議長 　ただいま報告がありました150頁、9番の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

引き続き、調査がなされていますので、149頁、7番、150頁、8番から、151頁、12番までを大園委員に、151頁、13番から、155頁、18番までを中塩屋委員に、155頁、19番を事務局に、報告をお願いします。

大園 議席番号2番の大園です。去る1月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、149頁の7番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（8棟）及び通路を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に150頁の8番ですが、申請地は東原小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、農業用機械資材倉庫及び自家用車カーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は下名小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は鹿屋内陸工業団地の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、住宅等が連たんする区域内に位置することから第3種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（5棟）、通路及び駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める住宅の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に151頁の12番ですが、申請地は花岡学園の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の

農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、7番から8番と、10番から12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中塩屋 議席番号4番の中塩屋です。去る1月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、151頁の13番ですが、申請地は上田崎市営団地の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、公道から奥の住宅敷地への通路が必要なことから、理由書を添付しての申請です。

次に14番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅（3棟）及び進入用道路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は大浦町公民館の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は県外で発電事業を営む法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。全体の事業計画面積は、山林を含む117,629㎡であり、雨水排水については、調整池を設けて地下浸透させる計画です。大雨等により調整池がオーバーフローしないよう、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に、153頁の16番ですが、申請地は大浦町公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は県外で太陽光発電事業等を営む法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。全体の事業計画面積は、山林を含む19,787㎡であり、雨水排水については、調整池を設けて排水路に接続す

る計画です。大雨等により、土砂等が流出しないよう、十分な対策を行うよう指導したところ  
です。

次に 154 頁の 17 番ですが、申請地は鹿屋養護学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha  
以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断  
されます。申請者は市内で建設業を営む法人で、申請地に駐車場及び事務所を整備する計画  
です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該  
当すると判断しました。

次に 18 番ですが、申請地は鹿屋市文化会館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農  
地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第 1 種農地と判断されます。申  
請者は市外で建設業を営む法人で、申請地に隣接する場所に病院を新築するための仮設事務  
所、仮設トイレ、駐車場及び通路を整備する計画です。仮設工作物の設置であり、転用する  
期間が令和 5 年 5 月までの一時的な利用であることから、第 1 種農地の許可要件である「一  
時転用」に該当すると判断しました。なお、期間満了後は速やかに農地へ復元する旨の農地  
復元誓約書を添付して申請を行うものです。

以上、13 番から 18 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れが  
ないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

関 口 去る 1 月 12 日、記載の委員と事務局で農地法第 5 条の一時転用申請に伴う現地調査を実  
施しましたので報告いたします。

155 頁の 19 番ですが、申請地は、畜産環境センターの西に位置し、申請地付近は 10 h a  
以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続し  
ながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整  
備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、所有者  
がサカキを栽培する計画です。転用の期間は 3 年間となります。調査は、令和 2 年度第 7 回  
総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の  
収量の見込みが地域の平均単収に比べて 2 割以上減少しないこととなっておりますが、サカ  
キは、日陰でも生育する植物であり、志布志市の生産者から営農指導を受けながら、取り組  
んでいく計画であることから、平均単収を確保する見込みがあると判断しました。支柱は高  
さが 2.2m、幅が 3.6mあり、農作業に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影  
響については、近隣の農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはな  
いと判断しました。なお、雨水排水の処理については、自然流下となっておりますが、流出の  
おそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、19番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました、許可申請18件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、156頁、議案第82号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第82号、156頁から161頁です。156頁の右下の表をご覧ください。

今回は5件で、畑1万7千47㎡です。次の157頁から161頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、156頁、1番から、5番までを寺下委員に、報告をお願いします。

寺下 議席番号3番の寺下です。去る1月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

156頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は157頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農業用倉庫を建設する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は158頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を昭和年代から畜舎敷地として使用してきたため、これを是正するものです。申請地は川東多目的運動広場の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は159頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に車両置場を整備する計画です。申請地は笠之原小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。既存施設を拡張して整備するものであり、拡張する敷地面積が既存施設の2分の1を超えないことから、許可基準の「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は160頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は旭原公民館の北西に位置し、10ha

以上の農地の広がりがあり、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は161頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地にTMRセンター・飼料倉庫・ロール置場を整備する計画です。申請地は上小原中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外は支障がないと判断しました。

議長 ただいま説明、報告がありました5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、162頁、議案第83号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第83号、162頁から163頁です。今回は7件です。

次の1番から163頁7番までは、すべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、162頁、1番から、163頁、7番までを園田委員に、報告をお願いします。

園田 議席番号5番の園田です。去る1月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、162頁の1番ですが、申請地は、下祓川簡易郵便局の北に位置し、平成10年頃から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は鹿屋東中学校の南西に位置し、平成10年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は二葉保育園の北東に位置し、平成12年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がな

いと判断しました。

次に4番ですが、申請地は高隈中学校の北に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に163頁の5番ですが、申請地は輝北ダムの西に位置し、平成3年頃から公衆用道路として利用しているとのことでした。道路及び併設された水路の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に6番ですが、申請地は申良総合支所の南に位置し、平成11年5月13日から店舗及び駐車場として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に7番ですが、申請地は吾平中学校の西に位置し、昭和47年頃から住宅として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告があった7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、164頁、議案第84号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第84号、164頁から167頁です。今回新たに、譲渡希望が164頁1番から165頁18番。

次に、賃貸借希望が166頁1番から167頁16番までですので、お目通しください。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

164頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、2番を郷原委員と細川委員に、3番を畠井委員と西元委員に、4番、5番を泊委員と松元委員に、6番の

野里町を本田委員と楠園委員に、6番の田淵町、下堀町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、7番を榎原委員と森園委員に、8番を上野委員と立元委員に、9番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、10番、11番を福元副会長と入佐委員に、12番を園田委員と徳田委員に、次に、165頁、13番を大園委員と永山委員に、14番を本田委員と楠園委員に、15番を畠井委員と西元委員に、16番を田村委員と上穂木委員に、17番を福元副会長と入佐委員に、18番を泊委員と松元委員にお願いします。

次に、166頁、賃貸借希望の1番を畠井委員と西元委員に、2番、3番を福元副会長と入佐委員に、4番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、5番を郷原委員と細川委員に、6番を榎原委員と森園委員に、7番を田中委員と中尾委員に、8番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、9番を倉田委員と高田委員に、10番を榎原委員と森園委員に、11番を倉田委員と高田委員に、12番を田村委員と上穂木委員に、次に、167頁、13番、14番を榎原委員と森園委員に、15番を大園委員と永山委員に、16番を中塩屋委員と垣内委員にお願いします。

次に、168頁、議案第85号「鹿屋市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第85号、168頁です。鹿屋市長より都市計画法に基づく鹿屋市都市計画審議会委員についての推薦依頼がありました。今回は女性委員の登用について協力依頼があったことから、女性委員の中で、最も在籍期間が長く、農地法に関する知識を有すると認められることから、堀之内委員を推薦するものです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、都市計画審議会委員は、堀之内委員を推薦いたします。

次に、169頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、169頁から191頁です。今回は43件で、これらは全て記載のとおり、農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、169頁から、191頁までの43件の合意解約です。報告しておきます。

次に、192頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。対象の農地は水がたまり、耕作に支障があるため、50cmの盛土を行い、排水の改善を図るものであり、工期が総会前の着手となっていたため、1月6日に、西ノ原委員により現地調査を行い、

専決処分したものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第10回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局から何かありませんか。

局長 去る1月5日に県主催の基腐病対策戦略会議が開催されましたので報告いたします。

まず、県の基本的方向は、本県のサツマイモは全国第1位の生産量を誇り、青果用や加工用・デンプン・焼酎の原料用など幅広く利用されており、関連産業の基幹作物として重要な役割を担っています。しかし、サツマイモ基腐病が平成30年に本県で初めて確認されて以降、県内各地で被害が拡大しており蔓延防止が緊急の課題である。県としては生産者・関係機関・団体と一体となり、サツマイモ基腐病対策基本である、ほ場にサツマイモ基腐病菌を持ち込まない・増やさない・残さない対策の総合的な取り組みを推進するとしております。

サツマイモ基腐病対策は、

- 1 ほ場に菌を持ち込まない対策として、種芋専用ほ場の設置や、苗床の消毒、定期的な苗・種芋の更新、蒸熱処理装置による苗・種芋の消毒により健全な苗の生産に取り組む。
- 2 ほ場の菌を増やさない対策として、基腐病に強い品種の選定、植え付け前の排水対策を徹底し、ほ場の巡回と適宜な農薬散布に取り組み、感染が確認された場合は早期に抜き取りと農薬散布を行う。
- 3 ほ場に菌を残さない対策として、残渣を可能な限り持ち出すとともに、収穫後の早期耕運や堆肥を投入等により残渣の分解を促す。また、病害発生が甚大なほ場は休作を行い、数年サツマイモを栽培していない畑や水田を活用する等、感染リスクの低いほ場を選定する。なお、自作地で輪作が困難な場合は農地交換等の地域での話し合い活動等を通じてほ場を確保するとしているところであります。

地域の話し合い活動には、農業委員会としても協力をしなければならないと思われま。また、何時から行動しなければならないか、どのような行動を行うかは未定です。わかり次第、お知らせいたします。以上で会議の報告を終わります。

次長 2月1日（火）に開催予定でありました鹿児島県農業委員会大会については、新型コロナウイルス感染者の大幅な増加により、中止になりましたのでお知らせします。

次に、令和3年度先進地視察研修についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によ

り、終息が見込めないため、中止といたします。

次に、運営委員会の開催についてお知らせします。2月22日（火）総会終了後に7階大会議室で開催します。後日、通知をいたしますが、運営委員の方は出席方、よろしくお願いいたします。

本日は総会終了後、スキマ時間で働きたい人と農家をつなぐアプリケーション「農HOW」の紹介ということで、岩田産業さんから説明がありますので、引続きよろしくお願いいたします。以上です。

局長 それでは、2月の調査委員を申し上げます。

2月10日、木曜日、4条・5条の調査が、倉田委員、徳田委員でございます。

2月10日、木曜日、農振調査が、本田委員、高田委員でございます。

2月14日、月曜日、4条・5条の調査が、西ノ原委員、西元委員でございます。

2月14日、月曜日、3条調査が、田中委員、谷口委員でございます。

2月の総会は、2月22日、火曜日の9時からとなります。会場は、7階大会議室です。

議長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第10回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）